

名農資第1375号  
令和7年1月6日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

名張市長 北川 裕之

市町村名 (市町村コード)	名張市 (242080)
地域名 (地域内農業集落名)	井手区 ( 井手 )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7年 1月 6日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

国道を挟んで農地が分かれており、山側の農地については農事組合法人が概ね集約し、水稻・果樹を中心栽培をし、区内に加工所・直売所・カフェを併設した6次産業化事業に取り組んでいる。川側の農地については区内の農業者が主食用水稻を中心に栽培をしている。農地の維持管理については、井手地区内農地・水保全管理組合の活動により地域で取り組んでいるが、後継者・担い手の不足、鳥獣害被害の深刻化が懸念されている。10年後を見据えて考えると、後継者・担い手の不足と高齢化により耕作者が減少し、営農継続と農地の維持管理が困難となるため、既存の担い手に加え、青年就農者や地区外の農業者・法人等、新たな担い手の確保、鳥獣害被害の防止対策が必要となる。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

主食用水稻を主要作物とし、農事組合法人が栽培する果樹についても栽培を継続する。区内農業者の現状、将来を考え、既存の担い手、農事組合法人への集約を検討するとともに、井坂谷農家組合とも連携して営農を継続する。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	7.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	7.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地かつ多面的機能支払交付金の対象農地を基本とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

#### (1) 農用地の集積、集約化の方針

担い手への集積を目標とし、集約を進める。

#### (2) 農地中間管理機構の活用方針

農地の貸借については農地中間管理機構を通じて行っていく。

#### (3) 基盤整備事業への取組方針

井手地区内農地・水保全管理組合の活動で農道、水路等の維持管理を行う。

#### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

認定農業者や新規就農者の確保に努め、市・県・JAと相談体制を確立し、農地の斡旋や技術的指導を行っていく。

#### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

井手地区内農地・水保全管理組合の活動で保全管理を行い、耕作放棄地の発生を防ぐ。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

#### 【選択した上記の取組方針】

①補助制度を活用して鳥獣対策として防護柵の設置を隨時行っていく。既存の防護柵については、補修・定期的な見回りを行い維持管理をする。

⑦井手地区内農地・水保全管理組合の活動で農道、水路等の維持管理、農地の保全管理を行う。